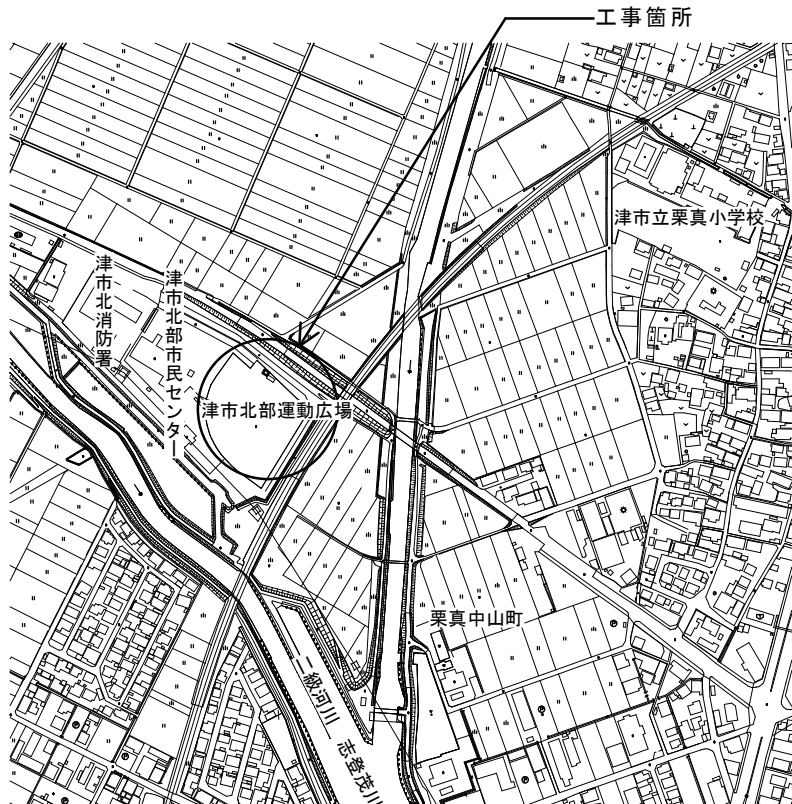
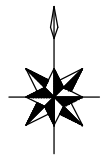
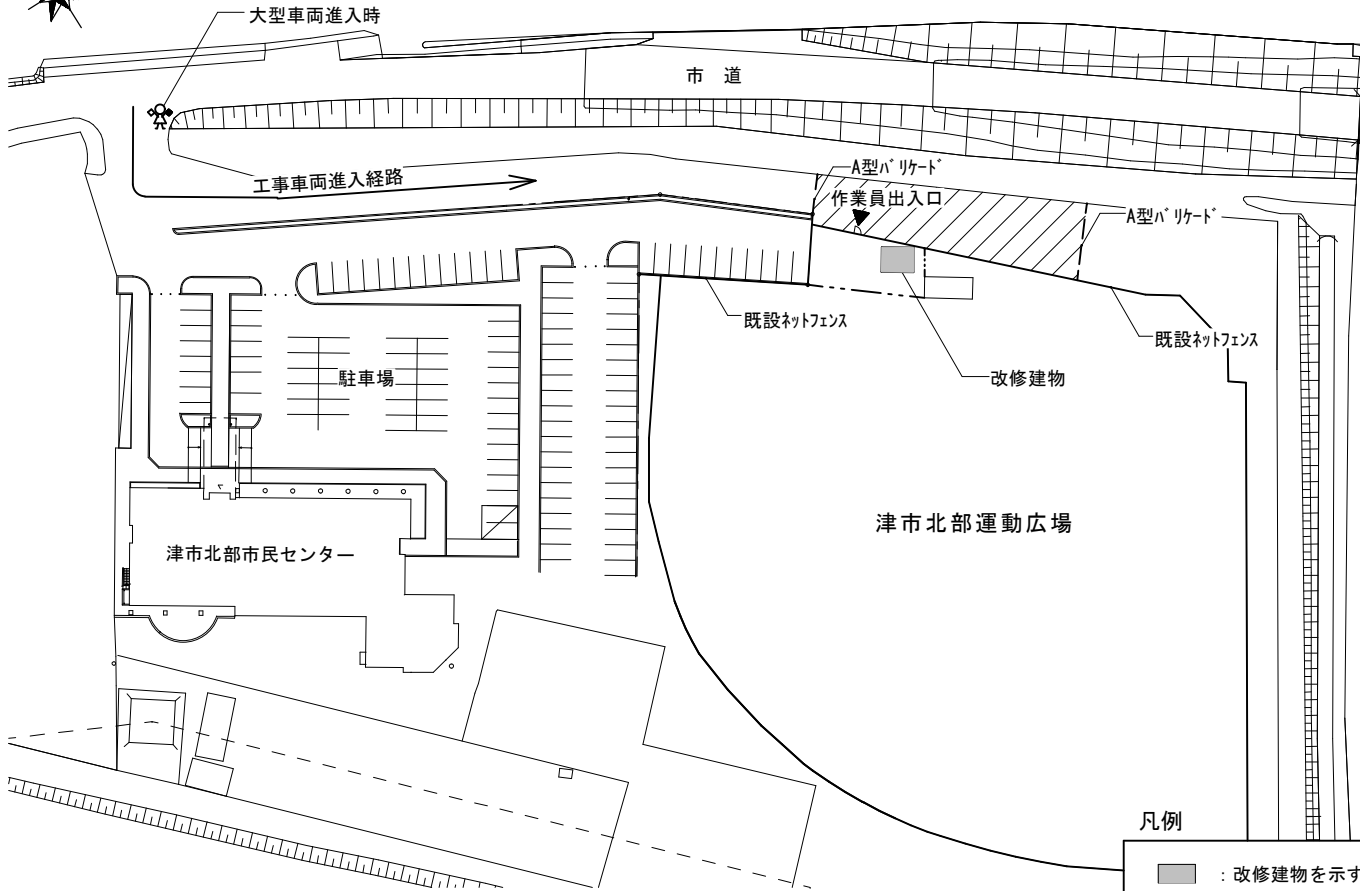




位置図



配置図兼仮設計画図

凡例

- : 改修建物を示す
- ▨ : 工事車両用置場を示す
- : A型ハゲリゲート
- : ガートフェンス H1800
- ⚡ : 交通誘導員

特記事項

【工事概要】

- ・ 既設和便器を撤去し、洋風便器を新設する。
- ・ 上記に伴う建具の撤去、新設。

【施工条件】

- ・ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
 - ・ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
 - ・ 作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
 - ・ 工事期間中、改修範囲は施設運営しているため、安全対策には十分配慮すること。なお、全館断水が伴う作業については、施設運営に支障をきたさないよう、監督員、施設管理者と打合せをし、工事の日程を決めること。
 - ・ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
 - ・ 工事用水及び電力については既存の施設を無償で利用できるが、便所については利用できないため、受注者にて用意すること。
 - ・ 大型車両の出入りの際には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
 - ・ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。
 - ・ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
 - ・ 設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。
- なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・ 工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

【建設副産物情報交換システムの利用】

- ・ 受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
- なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

【解体撤去処分】

- ・ 当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・ 工事完了後、マニフェスト（A、B2、D票）を市監督員に提示すること。

【適用基準等】

- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「建築工事標準詳細図 令和4年版」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）令和4年版」

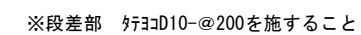
津市北部運動広場便所改修工事		縮尺 —
図面名称	位置図・配置図・特記事項	原図：A 3
津 市 建 設 部 営 繕 課		No. 1/4



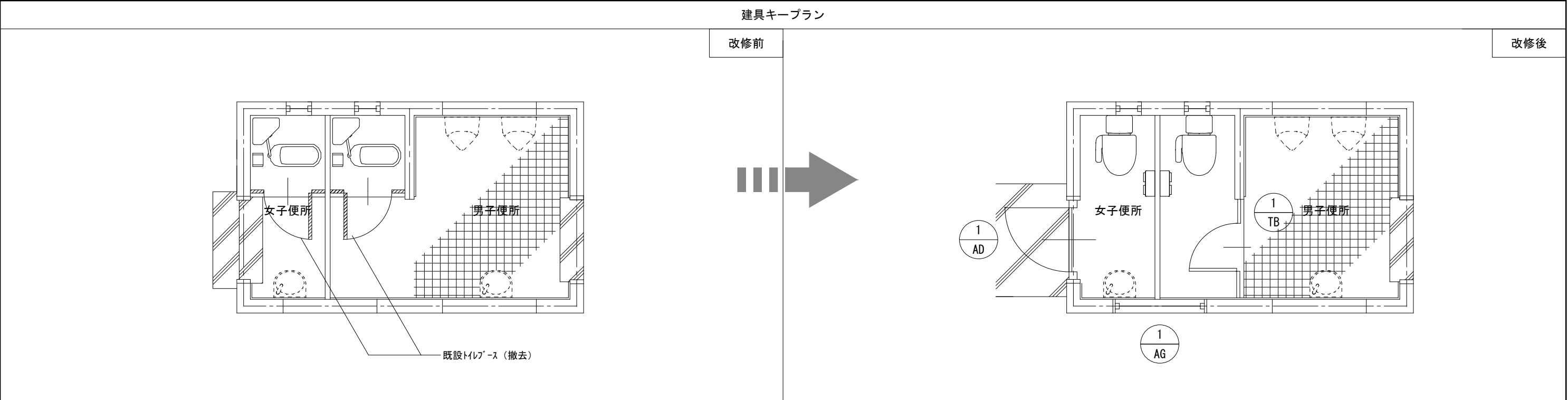
A-A' 断面詳細図



B-B' 断面詳細図



津市北部運動広場便所改修工事		縮尺 1/50
図面名称	平面図・断面詳細図	原図：A 3
津市建設部営繕課		No. 2/4





凡例			
図示記号	名称	仕様	保温仕様
—— — ——	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)	屋外露出：＊リステル保温筒+SUSラッピング 仕上げ
—————	排水管	硬質塩化ビニル管 (VP)	
- - - - -	通気管	硬質塩化ビニル管 (VP)	
⊗	水栓金具		
☆	コブ抜き		

津市北部運動広場便所改修工事		縮尺 1/50
図面名称	平面図（機械設備）	原図：A 3
		No. 4/4
津市建設部営繕課		